

「龍ヶ崎市耐震改修促進計画」の計画期間の延長について

龍ヶ崎市都市整備部都市計画課

令和8年3月

## 龍ヶ崎市耐震改修促進計画の計画期間の延長について

本市では、建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年法律第123号）に基づく『龍ヶ崎市耐震改修促進計画』を策定し、耐震改修等の促進を図っています。

市町村の耐震改修促進計画は、建築物の耐震改修の促進に関する法律により都道府県が定める「都道府県耐震改修促進計画」に基づき定めるよう努めるものとされており、茨城県において、今年度、国から示された「基本方針」を踏まえた見直しを行うため、「茨城県耐震改修促進計画」で令和7年度までとしている計画期間を令和8年度まで1年延長されたことから、現計画の「龍ヶ崎市耐震改修促進計画（令和4年3月改定）」においても、令和7年度までとしている計画期間を1年延長し、令和8年度までといたします。

次期「龍ヶ崎市耐震改修促進計画」の改定については、国が定める「基本方針」や「茨城県耐震改修促進計画」の見直し内容を踏まえ、令和8年度に改定する予定です。

### <計画期間の延長>

現計画期間：令和4年度～令和7年度

変更後計画期間：令和4年度～令和8年度